

平成28年旭市議会第4回定例会委員会会議録目次

建設経済常任委員会 平成28年12月13日（火）

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
委員外出席者	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	2
開会	3
議案の説明、質疑	4
議案の採決	15
所管事項の報告	16
陳情の審査	16
陳情の採決	19
閉会	19

文教福祉常任委員会 平成28年12月14日（水）

付議事件	23
出席委員	23
欠席委員	23
委員外出席者	23
説明のため出席した者	23
事務局職員出席者	23
開会	25
議案の説明、質疑	26
議案の採決	34
所管事項の報告	35

閉会	3 7
----	-----

総務常任委員会 平成28年12月15日（木）

付議事件	4 1
出席委員	4 1
欠席委員	4 1
委員外出席者	4 2
説明のため出席した者	4 2
事務局職員出席者	4 2
開会	4 3
議案の説明、質疑	4 4
議案の採決	6 9
所管事項の報告	7 1
閉会	7 3

建設経済常任委員会

平成28年12月13日（火曜日）

建設経済常任委員会

平成28年12月13日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成28年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 3 号 旭市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

《付託陳情》

陳情第 6 号 旭市市道降雨による冠水被害及び畑地への砂利等の流出に関する陳情

出席委員（7名）

委員長 宮澤芳雄
委員 滑川公英
委員 林七巳
委員 宮内保

副委員長 磯本繁
委員 向後悦世
委員 飯嶋正利

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議長 平野忠作

議員 米本弥一郎

説明のため出席した者（16名）

副市長 加瀬寿一
農水産課長 宮負賢治
都市整備課長 川口裕司
水道課長 加瀬宏之
その他担当職員 8名

商工観光課長 向後嘉弘
建設課長 加瀬喜弘
下水道課長 高野和彦
農業委員会事務局長 相澤薫

事務局職員出席者

事務局 長 阿 曾 博 通

事務局 次 長 花 澤 義 広

副 主 幹 榎 澤 茂

開会 午前10時 0分

○委員長（宮澤芳雄） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまです。

3日ほど前から非常に気温が下がりまして、本来の12月の陽気になってきました。突然寒くなりますと体調を壊したりしますけれども、お気をつけて頑張っていたいただきたいと思います。

第4回定例会も、本日を入れまして7日間の日程であります。健康に留意して、最後まで頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

また、委員方におかれましては、忘年会のシーズンでもあります。連日、忘年会ということで、非常にお疲れだと思います。十分に体調を注意されまして、乗り切っていただきたいと思います。

それではここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

なお、米本弥一郎議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

本日、お忙しい中、平野議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

では、議長、お願いします。

○議長（平野忠作） 皆さん、おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました一般会計補正予算を含む2議案について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長。

○副市長（加瀬寿一） 皆さん、おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、2議案でございます。議案第1号、平成28年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項と議案第3号、旭市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔、明瞭に答弁するよう努めてまいります。何とぞ2件とも可決くださいますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（宮澤芳雄） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る12月6日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成28年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第3号、旭市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についての2議案であります。

それでは、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） それでは、議案第1号、平成28年度旭市一般会計補正予算（第3号）の議決について、農水産課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の17ページをお開きください。

歳出からご説明いたします。17ページのほう、よろしいでしょうか。

まず、6款1項3目農業振興費、説明欄1、水田農業構造改革推進事業補助金160万円ですが、財源は全て千葉県補助金でありまして、議案質疑でご説明のとおり、米の生産調整として、主食用米を飼料用米として出荷した場合の補助額が増額となったことに伴い、計上

したものでございます。

当初、この補助金は、主食用米も飼料用の専用品種、これもどちらも同額で、10アール当たり1,500円でしたが、飼料用米のさらなる推進のために、県が年度の途中で主食用米だけを対象といたしまして、10アール当たり1,500円から3,000円に増額したことに伴うものでございます。

次に、すぐ下の説明欄2の地域農業経営再開復興支援事業の農地集積協力金1,200万円ですが、この財源も全て千葉県からの補助金で、議案質疑でご説明のとおり、農地中間管理機構を通じて農地を貸し借りした場合に、地主に交付される協力金の対象が、当初の見込みよりも31戸増加しまして、67戸の見込みとなりましたので、増額分を計上したものでございます。

続きまして、すぐ下になります。それから、次の18ページにもまたがっておりますけれども、4目畜産振興費、説明欄1の飼料生産拡大整備支援事業の飼料生産拡大整備支援事業補助金282万5,000円ですが、この財源も全て千葉県からの補助金で、9月に県が本事業の追加要望の調査がありまして、その際、申し込んだ1件の事業が採択されたことに伴うものでございます。

この事業は、耕作放棄地を活用しまして、家畜の飼料の自給を向上させるために必要な機械等を整備する場合、県から事業費の2分の1以内が支援するもので、市の負担はありません。

今回は、牛の畜産農家を中心に、自給飼料の生産に取り組む組織が整備するホイルローダーやトラクターのハーフソイラ等の購入費用565万円に対する補助金282万5,000円を計上したものでございます。

次に、21ページをご覧ください。

11款2項2目農業用施設災害復旧費、説明欄1、農業用施設災害復旧費の園芸用施設災害復旧事業補助金2,423万9,000円ですが、この補助金は本年8月から9月の台風で被害を受けた農業用施設等の復旧に必要な事業費に対して支援するもので、国の緊急的な助成に併せまして、県と市も農業者の負担軽減のため、協調して助成を行うものでございます。

補助対象は9件で、被災したハウスの被覆材の張り替えや、変形した骨組みの交換などの復旧事業費3,462万7,000円に対しまして、国が10分の3以内、県が10分の2以内、市が10分の2以内で助成するもので、国県市を合わせまして2,423万9,000円を計上したものでございます。

続きまして、歳入のほうをご説明いたします。

補正予算書の9ページをご覧ください。

9ページの14款2項4目農林水産業費県補助金、説明欄1の水田自給力向上対策事業補助金160万円は、先ほど歳出で説明いたしました水田農業構造改革推進事業補助金であります飼料用米への補助金の財源となるものでございます。

次の説明欄2の農地集積対策交付金1,200万円は、歳出の農地集積協力金の財源となるものでございます。

次の説明欄3、飼料生産拡大整備支援事業費補助金282万5,000円は、歳出に計上しました同じ名称の補助金の財源となるものでございます。

以上3件の補助金は、歳出と同額を計上したものでございます。

続きまして、その下の欄になります。

9目災害復旧費県補助金、説明欄1の農業用施設災害復旧費補助金、これは歳出の園芸用施設災害復旧事業補助金の財源となるもので、国県を合わせて事業費の2分の1以内となります1,731万3,000円を計上したものでございます。

以上で、議案第1号、農水産課所管の補足説明を終わりにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、議案第1号、平成28年度旭市一般会計補正予算（第3号）の議決について、建設課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正になります。

8款2項事業名飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業の2,000万円及び災害復興・津波避難道路整備事業の3,600万円につきましては、道路法95条の2の協議等に係る関係機関との協議に不測の日数を要したため、繰り越しをお願いするものであります。

以上で、議案第1号、建設課所管の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について質疑がありましたらお願いいたします。

向後悦世委員。

○委員（向後悦世） 1点だけお尋ねします。

17ページの農地集積協力金、これ地主に対してということなんですが、10アール当たりど

のくらいの支給額になるのか、ちょっとお知らせいただきたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 向後悦世委員の質疑に対して、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 農地集積協力金でございますけれども、これは地主が貸し出す面積によって異なっております。

具体的に申し上げますと、制度が年度の途中で変わっておりますけれども、10アール未満の場合には5万円、それから10アール以上1ヘクタール未満、これが貸し付け面積掛ける5万円。例えば、9,500平米とかあった場合には、その端数を切り捨てまして、10アール単位で、例えば9反5畝の場合、5畝を切り捨て、9掛ける5万円というような計算で45万円になります。それから、1ヘクタール以上で2ヘクタール以下、これは50万円です。それで、2ヘクタールを超えますと1戸当たり70万と、そういった4段階に今なっております。

○委員長（宮澤芳雄） 宮内保委員。

○委員（宮内 保） どうもおはようございます。

それでは、21ページの農業用施設災害復旧費ということで、8月から9月に台風が6個か7個ぐらい来ましたが、ハウスの被害が9件あったということであります。だけど、私もハウスなんかをやっていますけれども、こういった災害の補助金があったということすら実は知りませんでした。どのような形で、この9件がこういった補助金の対象になったのか、ちょっとお知らせください。

○委員長（宮澤芳雄） 宮内保委員の質疑に対して、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 実際、国の制度の周知が始まったというのが、かなり遅くなっております。それで、国が結局、緊急的に制度化いたしまして、それを県のほうでプレスリリース、新聞のほうにも載せまして、それで実際、新聞に載せた後に締め切った期間が実際には短くて、市では、時間がありませんので、ホームページということでお知らせいたしまして、実際の募集期間は10月26日から31日ということで、すごい短い時間になっております。

実際に県の農業事務所の方が現地を見て歩く中で、直接お知らせしていただいたり、新聞記事を見て問い合わせが市とか県にも来まして、そういった方々にお知らせした結果、申し込んでいただいた方が9件あったというような状況でございます。

（発言する人あり）

○農水産課長（宮負賢治） 補助率につきましては、国が10分の3、県が10分の2、それから

市も10分の2でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 飯嶋正利委員。

○委員（飯嶋正利） 7割というのは、かなり高額な補助率だと通常は思うんですよね。いまだかつて、私は7割という事業はほとんど知らないんで、畜産以外はですね。これが毎年今年度こういうような形で出ていくんでしょうか。お聞きしたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 飯嶋正利委員の質疑に対して、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 今回、国のほうで緊急的に制度をつくりました。ですので、この次こういったのがいつできるか、まだ分かりません。

それから、今回、国がつくった制度に対して、県は支援制度をどうするかという部分があります。県と市がありますね。国がつくりましたけれども、県と市はどんな対応するんですかという中で、県のほうの考え方としまして、市がというか、市も支援するのであれば県もやりますとこういったことで、市がやらないんであれば県もやらないと。ですから、自治体ごとに対応が異なる可能性がありました。そういった中で、旭市だけがやらないというようなことになっても、これは農業が一番の市ですので、それは県と一緒にやっていきたいということで、今回計上させていただきました。

○委員長（宮澤芳雄） 飯嶋正利委員。

○委員（飯嶋正利） それでは、例えば国の3割、例えばこの事業が根本的にないときにはやらないということでしょう。例えば、市と県で合わせて4割やるわけですよ。その事業だけでも継続するということはあるんですか。

○委員長（宮澤芳雄） 飯嶋正利委員の質疑に対して、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） あくまでも、今回は国が創設したものに対して、県のほうで支援していきましようというような話が出てきているものでございます。ですので、国がない場合に県と市だけでどうするかというのは、これは今すぐお答えできるような状況ではございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 5日間というのは、周知が極めて短いというのはおかしいんじゃないかな。それと、この9件の中に園芸共済が入っていた場合に、免責事項もあるわけですから、それとの関連はどうなっているんですか。

○委員長（宮澤芳雄） 滑川公英委員の質疑に対して、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 確かにご指摘のように周知の期間を長くとることができませんでした。国が制度化して、県の説明会をやって、すぐに募集しましょうといって始めたのが、先ほど申し上げました募集期間ということで、それから締め切りの期間がすごい短いという中で、実際にこれ以上広げることができなかったというのが現状でございます。

それから、共済との関係ということでございますけれども、あくまでもその修繕費用につきましては、今後、県のほうでも採択に当たっての、よく内容を見きわめて、金額も算定していくようなことになります。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 滑川委員。

○委員（滑川公英） 周知が徹底していないということは、全然分からなくて、ハウスの被害になっているの、たくさんあると思うんですね。であれば、この補助金を例えば国県市でこれだけ使うけれども、もうちょっと周知を徹底してもらって、例えばもう既に全部直していると思うんですよ。

というのは、あとは例えば園芸資材、農材を売っている商社とか、そういうところからやっていけば分かると思うので、これ、ただ知っている人だけが7割も国からもらって、ふざけるなという話なんですよ。是正していただきたいと思いますけれども。

○委員長（宮澤芳雄） 滑川委員の質疑に対して、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 確かに周知期間が短かったという部分がございます。ただ、募集の締め切りという中で、県のほうに申請できたという中で、これ以上これを県のほうもまた拡大を受けるとするのはちょっと難しい状況にあると思います。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 林七巳委員。

○委員（林 七巳） この9件のだいたい地区のバランスはどうなっているかお聞きしたいと思います。

（発言する人あり）

○委員長（宮澤芳雄） 林七巳委員の質疑に対して、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 市内ではあちこちにございます。1か所に固まってというような状況ではございません。

（発言する人あり）

○農水産課長（宮負賢治） 鎚木、それから旭市二、それから米込、後草、鎌数、中谷里、琴田、そういった地区です。

○委員長（宮澤芳雄） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 多分、施設共済に入っている人と中の品物に対して入っている農業共済2つあるんですよね。そういうことから申請した人が多分あると思うんでね、そうすればたった9人じゃないと思うんですけどもね。

特に、飯岡の台地のほうの方々に、これ情報漏れしている人がいっぱいあると思うんです。こっちの平地よりもこの台地のほうのパイプハウスとか、そういうのがずっと被害が普通であれば大きいんですけどもね。だから、これは偏った不公平な補助金じゃないかと思っているんです。

我々としては、普通だったら1か月ぐらいの周知期間があって当たり前なのに、たった5日というのはどう考えても、1週間じゃなくて1か月あると思っているから、全然質問しなかったと思うんですよ。たった5日だったら、職員が知っている人にだけ手を挙げさせたというようにも聞こえちゃうんじゃないですか。こんなことをしていていいの。

○委員長（宮澤芳雄） 滑川委員の質疑に対して、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 確かにもうちょっとという部分はあるんですけども、市のほうとしても、県が開催した説明会を受けて、大至急始めたというような状況でございます。新聞での周知等もございましたので、緊急という中で募集したというような状況でございます。

○委員長（宮澤芳雄） ほかにありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（相澤 薫） 議案第3号、旭市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてでございますが、こちらにつきましては全員協議会及び本会議での説明のほか補足する点はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） それでは、ただいまの説明に対して質疑がありましたらお願いいたします。

飯嶋正利委員。

○委員（飯嶋正利） 全員協議会の中で20人とあれということで説明を受けました。各地区2人の推薦だということで、それもお話を聞きました。

例えば、市長の推薦になるわけですが、その中に持っていく段階ってあると思うんですね。その窓口というのは農業委員会で今度やってくれるということですか、それとも現役の農業委員が地域の部分がある程度、地区的なものをお話しいただけるのか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 飯嶋正利委員の質疑に対して、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（相澤 薫） こちらにつきましては、17人ということでございますけれども、もうちょっと説明させていただきます。

17人ということを決めるに当たりまして、利害関係のない人を1名入れるということでございます。それと、法では努力義務とされております女性農業委員を入れるということで、女性農業委員については、なかなか1名では難しいだろうということで2名、それと農業者団体からの推薦をいただく方を2名、そして公募による方を2名ということを想定した上で、人数を17人としております。

そうしますと、あと残りが10人ということになりますので、地区にお願いするのが10人ということでございます。たまたま5つの選挙区がございましたので、1地区当たり2名ということになるわけでございますが、これはあくまでも2名という枠ということではありませんので、例えば出てこなかった場合には、違う地区から出ることもあり得ますし、農業者団体から3人になるということもあり得るということでございます。

こちらの地区については、選挙区が5つありまして、その中に現職の農業委員がいらっしゃいますので、農業委員が中心になって関係者といいますか、地区ごとにみんな違うものですから、区長であったり、農家組合長だったりしますので、その関係者を集めていただいた上でご説明をさせていただきたいと思っております。

（発言する人あり）

○農業委員会事務局長（相澤 薫） 現職の方に集めていただくように。

○委員長（宮澤芳雄） 林七巳委員。

○委員（林 七巳） 農業者団体のことをもう少し詳しくと、それから女性の農業委員のところももう少し詳しく説明してください。

○委員長（宮澤芳雄） 林七巳委員の質疑に対して、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（相澤 薫） 農業者団体というのは、今までの旧法律の中では農協と共済組合、それと農業共済組合と土地改良区ですか、そこから1名推薦をいただくことになっておりました。ただ、今回の法律の改正においては、推薦という枠は外れたことになるわけでございますけれども、農業団体からのご意見が必要であろうということで、農業委員とも相談し、決定したものでございます。ですから、今まであった農協、共済組合、土地改良、3つありますけれども、そこから定数も減るものですから2人をお願いしたいと考えております。

あと女性農業委員でございますが、女性農業委員については、今まで旭市には誰もおりませんでした。ただ、近隣の市町にもおりますし、国のほうから、また県のほうからも、男女共同参画の観点から女性農業委員の登用について、だいぶ叫ばれております。また、法律の中でも努力義務ということではございますが、配慮するよにということでございましたので2名、地区をお願いするのはなかなか難しいのかなということで、女性農業者団体をお願いしていきたいなということで考えております。

（発言する人あり）

○委員長（宮澤芳雄） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（相澤 薫） これから当たっていくわけなんです、差し当たって考えられるのは、農協にある女性の部会とかあるんですが、そちらとか、あと県のほう。県のほうでも、今まで3年に一度の選挙のときには、要望に来ている団体がございますので、そちらに相談をしながら検討していきたいと考えております。

○委員長（宮澤芳雄） 林委員。

○委員（林 七巳） 農協に丸投げとか、そういうことはしないで、自分たちで人選してほしいと思います。これかなり難しいことですから、それを農協とかいろんなところに投げてもらっちゃうと、向こうでまた混乱しますから、自分たちで決めた制度ですから、自分たちでやってください。それを要望いたします。

○委員長（宮澤芳雄） 林委員の質疑に対して、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（相澤 薫） ただいまの林委員からのご意見を参考にさせていただきながら、進めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑はありますか。

宮内保委員。

○委員（宮内 保） それでは、農業委員のほうの推薦の形は分かってきたんですけれども、一応今度、推進委員、定員20名ということでありますので、そこにはまた女性の推進委員が入るものなのか、あと地区割りね。何名ぐらいずつ。その辺をちょっとお聞きします。

○委員長（宮澤芳雄） 宮内保委員の質疑に対して、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（相澤 薫） 推進委員につきましては、20人という定員。旭市の場合に、全協でもご説明いたしましたが、上限は52という数字になりますが、それが20という、決めたものでございます。

この推進委員については、農業委員会で地区を決めるということになっております。これは農業委員とも協議を重ねた中で、現行の公選の農業委員が20人おります。選挙区が5つあって、各選挙区に4人、20人おりますので、その20に地区を割り振ることが適当ではないかということでもございました。

ただ、今は各地区に4人ずつということになって20人なんです、地区は定数が正式に決まった段階で、農業委員にまた協議をしていただきまして、例えば農地の面積の多いところを増やそうとか、あるいは認定農業者の数を見ようとか、そういうことでまた検討していくことになると思いますので、正式にどこの地区に、例えば単純に割ると4名ということになるんですが、4名ということではございません。これから地区を見直した上で、数字は決まるということでもございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） この条例改正というのは、今まで農業委員会で二十五、六人ですか、大変だと思うから、トータルしたら全部で37をマックスとする、そういうような考えなんですか。それで、17人にしても、20人にしても、それが最大であって、事によったらもっと少ない数もあるんですか。

○委員長（宮澤芳雄） 滑川委員の質疑に対して、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（相澤 薫） 農業委員については、全協でもご説明しましたが、上限が19ということになっております。

その中で国のほうは、推進委員を新たにつくるに当たりまして、農業委員の総会の活動を機動的に進めるということで、現行の定数の2分の1という数字が出ております。2分の1が下限なのかなと。その中で上限が示されておりまして、ただいま先ほどご説明しましたような中立のものだとか、女性農業委員の数を決めていく中で、17という数字が出たものでございます。

推進委員につきましては、地区をどれだけのものに分けるかと。基準では100ヘクタール当たり1名ということになっているので、旭市は52ということ、それが上限になっております。

ただ、どれだけの地区を1人の推進委員の方に見ていただくかということですから、小さく分ければ面積が増えるということで、こちらについても今までの農業委員の活動の中で、20が適切ではないかということで決めたものでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 滑川委員。

○委員（滑川公英） どうもありがとうございました。

先ほどの林七巳委員が言ったような推薦枠ですか、あれも今JAについても、各地区全然関係なく女性枠というので、多分、理事が出ていると思うんですよ。ですから、その中でまた農協から女性枠を出すというのは、それよりも先ほど言ったように、ほかの団体ですね。例えば、海匠支庁とか、ないしは農業委員会事務局そのもので推薦するような方向でないと、農協としては多分大変じゃないかと思うんですけども。

○委員長（宮澤芳雄） 滑川委員の質疑に対して、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（相澤 薫） 女性農業委員については、今までも例がないものですが、なかなか人選が難しいのかなというのは、事務局でも考えております。

その中で、先ほど来出ております農協だけということではなくて、県のほうにそういう、海匠の中にもそういう組織がございますので、そちらを検討しながら進めていきたいと。

ただ、それも先ほど言いましたように、女性農業委員という枠ではございませんので、一応数字を決める上で考えておりますので、仮に出てこなかったときには、募集の方だったり、地区から募集で1人増えたりということはあるということとはご了承願いたいと思います。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 滑川委員。

○委員（滑川公英） 何期も前から、農業委員は女性もというようなことがあったんですけれども、農業委員の方々のお話を今までずっと聞いていますと、公募でちゃんと手を挙げてくれと。ただ女性だから枠をつくって、そこだけピックアップするというのはふざけているというのが、今まで農業委員をやられた方々のだいたいの考えだと思うんですよ。その辺を踏まえて推薦するにしても、ちゃんとした農業委員会のほうで筋道をちゃんとしていかないとまずいんじゃないかと思うんですよね。その辺のことをよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 滑川委員の質疑に対して、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（相澤 薫） ただいまの件は十分検討させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（宮澤芳雄） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成28年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 賛成多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(宮澤芳雄) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(宮澤芳雄) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

(発言する人なし)

○委員長(宮澤芳雄) 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

○委員長(宮澤芳雄) 次に、陳情の審査を行います。

建設課以外は退室してください。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時45分

○委員長(宮澤芳雄) 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る12月6日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情は、陳情第6号、旭市市道降雨による冠水被害及び畑地への砂利等の流出に関する陳情の1件であります。

それでは、陳情第6号の審査に入ります。

初めに、建設課より参考意見がありましたらお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、建設課のほうから参考意見をお話しします。

陳情のありました旭市岩井地区の市道U-1039号線につきましては、延長約280メートルで、現況幅員が3メートルから5メートルの排水施設のない未舗装の道路であります。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） ただいま担当から参考意見がございましたが、何かお聞きしたいことがありますらお願いいたします。

飯嶋正利委員。

○委員（飯嶋正利） まず最初に、その道路の交通状況ということと、隣接地の関係、それについてお伺いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 飯嶋正利委員の質疑に対して、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、交通の関係と隣地の状況はという質問に対しましてお答えいたします。

まず最初に、一般車両の交通状況につきましては、現況の利用形態については畜産業者や農業関係の車両の通行が大半でありまして、一般的な生活道としての位置づけは低いものであると思われまふ。以上でございます。

それと、隣接地の状況ですが、委員に地図が配られていると思います。これを見てもらいますと分かりますが、ほとんどが農地と農業用施設用地である状況であります。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） それと、排水施設という陳情も上がっております。これを整備することによって、それが解消されるのかお伺いしたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 飯嶋委員の質疑に対して、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 排水施設につきましては、状況は、一部は県道側に確保できると思われまふ。約七、八十メートルくらいかなと思います。それ以外は、周辺には流末が全くございません。全体の排水処理につきましては、建設課としては極めて困難であると考えてお

ります。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） ほかにありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、ここでしばらく休憩いたします。

執行部は退室してください。ご苦労さまでした。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時49分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでおはかりいたします。陳情の審査に入る前に、現地視察を行い、その後に陳情の審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） ご異議ないようでございますので、そのようにいたしたいと思います。

それでは、付託陳情に関係します現地視察のため、しばらく休憩にいたします。

休憩 午前10時49分

再開 午後 零時 2分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、陳情の審査に入ります。

陳情第6号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

磯本繁委員。

○委員（磯本 繁） 道路や排水については、他地区からも同様の要望が多数あります。各道路の要望等に対し、本委員会では審査するものでないと思います。

本件については、その要旨は理解できるが、担当課へ個別に要望するべきものであるので、不採択とすべきです。

○委員長（宮澤芳雄） ほかにご意見はありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、陳情の審査を終わります。

陳情の採決

○委員長（宮澤芳雄） 次に、討論を省略して採決をいたします。

陳情第6号、旭市市道降雨による冠水被害及び畑地への砂利等の流出に関する陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 賛成者なし。

よって、陳情第6号は不採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長（宮澤芳雄） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時 5分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 宮 澤 芳 雄

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 8 年 1 2 月 1 4 日（水曜日）

文教福祉常任委員会

平成28年12月14日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成28年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 2 号 平成28年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について

出席委員（8名）

委員長 伊藤 房代

副委員長 林 晴道

委員 林 正一郎

委員 高橋 利彦

委員 林 俊介

委員 佐久間 茂樹

委員 木内 欽市

委員 景山 岩三郎

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議長 平野 忠作

議員 米本 弥一郎

説明のため出席した者（22名）

教育長 茅田 哲雄

環境課長 井上 保巳

保険年金課長 高木 松夫

健康管理課長 浪川 勝子

社会福祉課長 岩井 正和

子育て支援課長 大矢 淳

高齢者福祉課長 宮内 隆

庶務課長 角田 和夫

学校教育課長 石見 孝男

生涯学習課長 高木 昭治

体育振興課長 加瀬 英志

その他担当員 11名

事務局職員出席者

事務局 長 阿 曾 博 通
副 主 幹 榎 澤 茂

事務局次長 花 澤 義 広

開会 午前10時 0分

○委員長（伊藤房代） 皆様おはようございます。

本日は大変お忙しい中、また雨の中、ご苦勞さまでございます。きょう一日、どうぞよろしく願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は8名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、米本弥一郎議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

本日、平野議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

平野議長。

○議長（平野忠作） おはようございます。委員の皆さん、大変ご苦勞さまでございます。

本日は、付託いたしました一般会計補正予算を含む2議案について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますけれども挨拶に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（伊藤房代） ありがとうございます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、埴田教育長よりご挨拶をお願いいたします。

埴田教育長。

○教育長（埴田哲雄） おはようございます。

本日は、文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部関係各課を代表しご挨拶を申し上げます。

日ごろより委員の皆様には、多方面にわたりご指導、ご支援をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本日の委員会に審議をお願いいたします議案は、予算関係が2議案ございまして、議案第1号の平成28年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項と議案第2号

の平成28年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてであります。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして簡潔、明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ両議案とも可決くださいますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤房代） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（伊藤房代） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る12月6日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成28年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、平成28年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についての2議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（岩井正和） それでは、議案第1号、平成28年度旭市一般会計補正予算の議決についての補足説明を申し上げます。

補正予算書の14ページ、15ページをお願いいたします。

3款民生費、1項1目、説明欄1の臨時福祉給付金給付事業2億751万円ですが、国において未来への投資を実現する経済対策として盛り込まれた簡素な給付金措置で、給付額は1人当たり1万5,000円でございます。対象者ですが、平成28年度の市民税の均等割非課税者でございまして、対象者数を1万2,776人見込みまして、説明欄1の19にございます給付金の支給総額が1億9,164万円でございます。なお、事務費につきましては1,587万円を見込みました。臨時福祉給付金給付事業の総額は2億751万円となります。

次に歳入についてですが、9ページに戻っていただきます。

13款国庫支出金、2項2目1節社会福祉国庫補助金2億751万円は、給付金及び事務費の総額となりますが、全て国庫で賄われるものでございます。

引き続き5ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費の補正でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、臨時福祉給付金給付事業2億206万6,000円ですが、給付金の給付が29年度になることから、事務費の一部を除きまして給付金の全額を繰り越すものでございます。

以上で、議案第1号、社会福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（伊藤房代） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 議案第1号、平成28年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち高齢者福祉課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の9ページをお願いいたします。

歳入についてご説明いたします。

17款繰入金、1項1目介護保険事業特別会計繰入金、説明欄1の介護保険事業特別会計繰入金1,495万3,000円ですが、これは平成27年度の決算において保険給付費等が確定し、精算により介護保険事業特別会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

15ページをお願いいたします。

3款民生費、2項3目生活支援費、説明欄1の地域包括支援センター運営事業、13委託料の132万5,000円ですが、これは介護サービスを利用できる要支援者数が当初の見込みよりも増加していることから、このままでは介護予防給付ケアプランの作成費用が不足するため、補正をお願いするものでございます。

続きまして、4目介護保険費、説明欄2の介護保険事業特別会計繰入金の315万5,000円は、地域支援事業費の増額に伴い介護保険事業特別会計に繰り入れいたすものでございます。

以上で、議案第1号の所管事項の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（伊藤房代） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） それでは、議案第1号、平成28年度旭市一般会計補正予算の議決について、子育て支援課所管の補足説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の16ページをお開きください。

3款3項6目、説明欄2、保育士配置改善事業になります。この事業は、6日の議案質疑の中でもお答えしましたように、民間認可保育所が国の基準を上回って保育士を加配した場合や、乳幼児保育、障害児保育のための保育士を配置した場合の経費について、県の補助金を活用し助成するものになります。金額の1,012万7,000円ですが、保育士定数を超え予備的

に配置された保育士の設置費用について、原則１名に限り基準額の範囲で補助をする基本分としまして、４施設で947万3,760円、生後３か月未満の乳児や障害のある児童の受け入れのため、さらに保育士を配置した場合について該当する特定乳幼児等受け入れ分としまして、２施設で65万2,800円、合わせて1,012万6,560円を見込んでおります。

続いて、歳入について説明いたします。

補正予算書の９ページをお開きください。

14款２項２目３節児童福祉費県補助金、説明欄１、保育士配置改善事業費補助金になります。ただいま申し上げました基本分につきまして、補助率が２分の１、特定乳幼児受け入れ分につきまして補助率３分の１、合わせまして495万3,000円の県補助金を見込んでおります。この事業は、県において補助金交付要綱が間もなく制定されるということで、補正予算でお願いするものです。

以上で、議案第１号、子育て支援課所管の補足説明を終わります。

○委員長（伊藤房代） 担当課の説明は終わりました。

議案第１号について、質疑がありましたらお願いいたします。

林晴道委員。

○委員（林 晴道） それでは、何点か質問をさせていただきたいと思うんですが、まずは予算書の６ページ、第３表です。地方債の補正、これの社会体育施設改修事業であります、説明では総合体育館のメインアリーナの空調設備工事の財源見直しにより起債額を変更したということでありましたが、参考までに空調設備が完了して、今までの稼働、その実績と空調設備を使用するに当たっての条件、そういうものをお伺いしたいと思います。

次に、16ページ、６目保育所費、説明欄２の保育士配置改善事業でありますけれども、近年保育士、賃金の処遇が低いというような理由でありまして、資格があるけれども保育士にならない方もたくさんいらっしゃるようで、全国的に保育士不足が深刻化していようかと思えます。特に私立保育園の保育士の確保が大変だという声を多く聞くことがあるんですが、今回の補正で保育士配置の補助金制度によるものによって、今後保育士の確保、これがもうある程度めどが立ったり、充実してくるものなのかどうなのか。もう一点、公立保育所と保育士確保の状況、その辺が分かれば教えていただきたいと思います。

次に、20ページ、７目にございます公民館費、説明欄２の海上公民館管理費の一番下、公民館等改修工事でございますが、これ説明を受けた時には特定天井ということでありましたが、これは具体的にどういうものであるのか、また、前回の第３回の定例会の委員会の後、

嚶鳴小学校の体育館の、こういう同じような改修の工事を視察してまいりましたが、学校体育館の防災機能強化工事では、つり天井を撤去してそのままにしていると思うんですが、今回の公民館では、撤去後に新たな天井を張り替えると、そういうような説明がありました。具体的にそれはどのような理由で、どういう工事であるのかをお伺いしたいと思います。

○委員長（伊藤房代） 林晴道委員の質疑に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） それでは、体育振興課のほうからは、メインアリーナ空調設備を今年度設置いたしました。その中で稼働時間ということですが、この空調設備、7月31日の工期の中で完成したもので、試運転を含めまして7、8、9月合計167時間運転しているところです。

また、この運用方法というような形でよろしいでしょうか。現在、総合体育館は、サブアリーナには空調設備がついております。メインアリーナにはついていませんでしたので、オリンピック事前キャンプの誘致等に絡めたI F基準を満たすための空調設備を行いました。この中で、今旭市のほうが運用しているところは基本的に熱中症予防、こちらのための運用をしております。この熱中症予防は、日本体育協会で発表された運動指針というものがございまして、簡単に気温でいうと5段階の参考の目安があります。35度以上だと運動は原則やめなさい、また24度以下であればほぼ安全ですよというような形がありますので、こちらの運動指針に従った気温を目安に運転をしているところです。

なお、団体等におきましては当然多くの方が集まりますので、この運用基準も少し緩めに、また個人に関しては基本的に現在に対応していない状況です。

以上です。

○委員長（伊藤房代） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） それでは、ご質問にありました保育士配置改善事業についてお答えいたします。

保育士不足は、今委員がおっしゃるとおりでございまして、なかなか年度の途中で採用するのが難しいということがございます。この制度なんですけれども、保育所の場合、児童が4月以降も年度途中で随時入所します。年度の途中で保育士を採用することが、今大変困難になっておりまして、多くの民間保育園では年度の当初から定数を超える予備的な保育士を採用しています。この予備的な保育士につきましては公定価格に反映されないために財政的な支援がなく、経営を圧迫する一つの要因となっている。この予備的な保育士の部分につい

て県の補助制度を使って助成しましょうということで、今回のこの補正でお願いしていますのは28年度の方でございまして、既に今年度民間のほうで採用している方が対象ということで、新たにこの補助金がつくからこれから採用するかということは、年度末まではそれほど児童数も変動がないということで、民間保育所のほうでは考えていないということでございます。

もう一つ、保育士の採用についてなかなか確保が難しいということで、市のほうではということなんですけれども、本当におっしゃるとおりで、地方でもなかなか確保が年々難しくなっているということでございます。市では、今申し上げました財政支援のほかに、就労を希望される保育士をはじめ、保育士養成施設の学校などに広く求人情報を提供する人材バンク、こちらのご案内をしております。この人材バンクは、千葉県社会福祉協議会、千葉県福祉人材センターのちば保育士・保育所支援センターで、県内の保育所の求人情報を収集し、保育士資格を持つ方の就職や相談支援を行っております。認可保育所から求人相談があった場合には、こちらの活用をご案内しています。また、市でも臨時職員の募集については、この人材バンクを活用しております。

以上です。

○委員長（伊藤房代） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それではお答えをいたします。

初めに、特定天井とはどういったものなのかということでございますけれども、天井の高さが6メートルを超えて、なおかつ天井の面積が200平方メートルを超えるようなつり天井、こういったものが特定天井ということになります。

それと、なぜ張り替えるのかということでありますけれども、現在石膏ボード等を使用しておりますけれども、これを、天井部材を耐震の天井下地、あるいはロックウールの吸音板、こういったものを直張りいたします。サイドをつる目的でございまして、照明の取り付けの関係でありますとか、音響の関係等によりまして、軽量な天井に張り替えるものであります。

以上であります。

○委員長（伊藤房代） 林晴道委員。

○委員（林 晴道） それでは、まず最初の6ページの関連なんですけれども、総合体育館のメインアリーナ、これ空調ですね。使用料金、それに対する設定等を教えていただきたいんですが、空調設備を使用した場合、負担していただくことをどのような形で考えていらっしゃる

やるのか。

次の16ページの保育士の配置事業でありますけれども、このことによって保育士の処遇改善、これがどの程度図られているのかというようなお考えを聞いてみたいと思うんです。やっぱり私立保育園の保育士さんの確保というのはなかなか大変なものです。市としても、独自である程度の補助をする必要があるんじゃないかとかねがねお伝えしていますものですから、その辺の兼ね合いをちょっと最後にお伺いしたいと思います。

最後の3点目の海上公民館の改修工事、この時期出した理由、12月に出したその理由です。緊急性が何かあるものなのかどうか、なぜ29年度の当初予算にしていかに、今回なぜ出したものなのか。あと工事ですね。これ繰り越しになるのかならないのか。着手の時期と完成がいつぐらいを予定しているのかをお伺いしたいと思います。

○委員長（伊藤房代） 体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） それでは、メインアリーナの空調に関する使用料金の設定ですが、現在、総合体育館サブアリーナには空調がついていて、メインアリーナには空調設備はついていません。この中で、サブアリーナにおいても空調の使用料は取っていない状況で、現状、今年の設置後の状況の中では使用料は取らない方向で進めております。また、来年度ですけれども、現在直近の使用料等が出てきた中では、取りあえず来年度も使用料の徴収は見込んでおりません。ただ、その差額等、当然使用者に対して求めなければならない状況の中では、今後精査して料金のほうの検討をしていく考えでおります。

以上です。

○委員長（伊藤房代） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） 処遇改善のご質問についてお答えいたします。

処遇改善につきましては、平成26年度保育士等処遇改善臨時特例事業によって、市内5か所の民間保育所の平均で申し上げますと、常勤保育士で3.55%の賃金上昇、さらに平成27年度は施設型給付費の算定の中で処遇改善基礎分と賃金改善分ということが加算になりましたので、常勤保育士で平均16.8%の上昇になりました。金額で申し上げますと、改善後の給与、賞与の総額は常勤保育士の平均で年約370万円となりまして、国が公定価格の算定において想定している平成28年度当初の保育士年収、約374万円とほぼ同水準となっております。

この処遇改善事業の対象とならない予備的な保育士の配置につきましては、先ほど申し上げましたこの配置改善事業で、県の補助制度を使って人件費を助成するという事で、現在ではこの国・県の制度を活用した中で引き続き支援をしてまいりたいと考えております。

○委員長（伊藤房代） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それでは、お答えいたします。

初めに、なぜこの時期なのかということでございますけれども、海上公民館は災害時の指定避難場所に指定されていることがありまして、早期に工事を行う必要があること。それと、今回有利な起債、緊急防災減災事業債、これが有利な起債となっております。来年度この起債があるかどうか、まだはっきり分からないということもありまして、この時期に補正をお願いするものであります。

また、工事費につきましては、全額を繰り越すものであります。今後の工事の見込みなんですけれども、1月の下旬に入札を行いまして、契約、そして6月上旬ごろの完成を予定しております。

以上であります。

○委員長（伊藤房代） ほかに質疑はありませんか。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 15ページ、1 款の説明欄 1、この委託料132万5,000円、増加のためと言っていたんですが、この具体的な事業内容、それから何件くらい増えているのか、それをお尋ねします。

○委員長（伊藤房代） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） それでは、お答えいたします。

まず事業内容なんですが、要支援 1 とか 2 になる方につきましては、ケアマネジャーがつきます。そして最初の月は7,300円の費用を渡しまして、それで1か月、例えば何月何日何曜日、デイ・サービスはどこへ行くとか1か月分の計画を立てるんです。それで、翌月以降は4,300円に下がります。毎月ずっとやっていくというプランになります。ですから年間約5万円ぐらいかかるんですが、それによって本人とケアマネジャーの中でいろいろ調整して、改善するものは改善させるということになります。それで今回、当初は月70人程度を見込んでいたんですが、最近、市独自の通所型サービスAというのが、いわばミニデイ・サービスとか、あるいは筋力向上のデイ・サービスを始めたものですから、ちょっと人数が増えまして、人間としては26人分増えましたので、その金額が計算しますと132万5,000円ということでございます。よろしくお願いします。

○委員長（伊藤房代） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 計画費を委託するということですが、市にはケアマネジャーですか、この資格を持った人はいないんですか。

○委員長（伊藤房代） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 市のほうのケアマネジャーの関係なんですが、旭市で包括支援センター直営でやっているんですが、専門職が8名おります。それでその8名で月平均130人前後のケアプランを立てているわけでなんですが、直営の包括になりますと、それ以外にいろいろな苦情等対応していきますので、どうしてもそれ以上の人数をさばくということとはできませんので、民間のケアマネジャーにお願いしているということでございますので、よろしくお願いします。

○委員長（伊藤房代） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 議案第2号、平成28年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

今回補正をお願いする主な理由を申し上げます。

補正予算書の9ページをお願いいたします。

歳出の2款1項介護サービス等諸費におきまして、2億3,987万2,000円を1目から2目へ移す理由ですが、これまで居宅介護サービスに分類されておりました県が所管する通所介護サービスのうち、1日の利用定員が18人以下の介護事業所においては、今年度から市が所管する地域密着型サービスに移行されたため、科目を更正するものでございます。

4款1項1目介護保険給付費準備基金積立金における1,418万3,000円の追加は、平成27年度決算の確定に伴い、平成27年度の剰余金と基金運用利息を積み立てるものでございます。

10ページをお願いいたします。

5款1項介護予防生活支援サービス事業費における2,101万6,000円の追加は、介護予防・日常生活支援総合事業におきまして、旭市独自の通所型介護サービス事業、つまりミニデイ・サービスと運動機能向上デイ・サービスの利用者が増加したため、計上するものでございます。

11ページの下段をお願いいたします。

6款1項2目償還金の4,363万円の追加は、平成27年度の介護給付費負担金等が確定したことにより、国・県・市からの交付金に返還金が生じたため、精算するものでございます。

以上で、議案第2号の補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

○委員長（伊藤房代） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（伊藤房代） これより討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、平成28年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤房代） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、平成28年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤房代） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（伊藤房代） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は、随時報告をしてください。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） その他の報告事項ということで、環境課のほうからは現在策定を進めております環境基本計画について報告いたします。

資料のほうはございません。

環境基本計画は、旭市の環境の現状や、市民や事業者の皆様の環境の意識を把握した上で、旭市民が将来にわたって良好な環境を享受できるように、市が目指す環境保全に関する目標や、取り組むべき環境施策を定めるものでございます。

現在の進捗状況としましては、12月1日に計画の素案を旭市環境審議会におはかりしましたので、この後は同審議会や庁内各課等の意見等を伺いながら原案を作成し、来年の1月にはパブリックコメントを行う予定となっております。議員の皆様にはこの原案の段階でお示しをして、ご意見を伺うことができると考えております。

環境課からの報告は以上でございます。

○委員長（伊藤房代） ほかにございませんか。

保険年金課長。

○保険年金課長（高木松夫） 国民健康保険の平成30年度広域化についてご説明申し上げます。

保険年金課の資料、こちらになります。国民健康保険の平成30年度広域化についての資料の2ページをお開きください。

平成30年度から都道府県単位での広域化となりますので、その概要をご説明いたします。

右の欄1の運営のあり方の改革の方向性は、3点ございます。1点目は、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに国保の運営を担うこととなります。2点目は、都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担うこととなります。そして3点目は、都道府県が都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進することとなります。

項目の2からは、都道府県と市町村の主な役割となります。財政運営につきましては、都

都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金を決定、また財政安定化基金の設置、運営を行うこととなります。一方、市町村は都道府県の決定した納付金を都道府県に納付することとなります。

続きまして、資格管理につきましては、引き続き市町村が行うこととなります。

続きまして、保険料の決定、賦課・徴収につきましては、都道府県が標準的な算定方法等により、市町村ごとの標準保険料率を算定、交渉し、市町村は都道府県の示した標準保険料を参考に保険料率を決定し、賦課・徴収することとなります。

続きまして、保険給付につきましては、都道府県は給付に必要な費用を全額市町村に対し支払い、市町村は保険給付の決定を行い、国保連合会等に支払うこととなります。

続きまして、保健事業につきましては、引き続き市町村が行うこととなります。

次に、保険料の賦課・徴収の仕組みでございますが、都道府県は市町村ごとの納付金及び標準保険料率を決定します。決定に当たっては、医療費水準、所得水準を考慮することになります。一方、市町村は都道府県が示した標準保険料を参考に、各市町村が保険料率を決定し、賦課・徴収することになります。そして、徴収した保険料等を財源として、納付金を都道府県に支払うこととなります。

4 ページをお願いいたします。

次に、今後のスケジュールでございますが、平成28年11月に旭市は県が納付金算定に必要な医療費及び税等の情報を提出いたしました。県はこの情報を基に、平成29年2月ごろに平成29年度として仮定した場合の納付金等を提示する予定であります。その後、県との意見交換等を行い、県は平成29年度前半に納付金の徴収及び国保運営方針等の内容を提示する予定であります。その後、県との意見交換等を行い、県は平成30年1月ごろ納付金の徴収及び国保運営方針等を決定する予定であります。この決定を受け、市町村は県から示された納付金及び標準保険料率を参考に、税等を決定する予定となります。

以上、概略であります国保広域化の報告とさせていただきます。

○委員長（伊藤房代） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても、企業でも行政でも合併ということは、結局現状ではできないからということで、生き残りのためであるわけでございます。そういう中で、県一本

化になった場合、保険料、これはざっくりで結構ですから上がるのか下がるのか、その辺だけでいいです。それから、市の事務量は増えるのか減るのか、その辺をお尋ねします。

○委員長（伊藤房代） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高木松夫） 保険料が上がるかというご質問ですが、平成29年、来年の2月になりまして、県が一度試算した結果にならないと何とも申し上げられないと思います。そこまでは不透明ということで、よろしくお願いいたします。

事務量につきましては、国保の事務の効率化を図るという点からも、少しは市町村の事務は減るんじゃないかというように考えております。

以上でございます。

○委員長（伊藤房代） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（伊藤房代） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時41分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 伊 藤 房 代

総務常任委員会

平成28年12月15日（木曜日）

総 務 常 任 委 員 会

平成28年12月15日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成28年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 4 号 旭市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 旭市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員（7名）

委員長	伊 藤 保	副委員長	米 本 弥一郎
委員	平 野 忠 作	委員	島 田 和 雄
委員	太 田 將 範	委員	有 田 恵 子
委員	高 橋 秀 典		

欠席委員（なし）

委員外出席者（なし）

説明のため出席した者（25名）

副市長	加瀬 寿一	秘書広報課長	飯 島 茂
行政改革推進課長	浪 川 昭	総務課長	加瀬 正彦
企画政策課長	横 山 秀喜	財政課長	伊 藤 憲治
税務課長	渡 邊 満	市民生活課長	大 木 廣巳
会計管理者	島 田 知子	消 防 長	品 村 順一
監査委員 事務局長	高 安 一範	その他担当員	14名

事務局職員出席者

事務局長	阿 曾 博 通	事務局次長	花 澤 義 広
副主幹	榎 澤 茂		

開会 午前10時 0分

○委員長（伊藤 保） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

だんだん暮れも押し迫ってきました。気ぜわな中でございますけれども、きょう、寒さが一段と厳しいところでございます。お体のほう十分に気をつけていただきたいと思います。

では、ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出がありました。これを許可いたしますので、ご了承をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時 2分

再開 午前10時 2分

○委員長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬寿一） おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

さて、本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で9議案でございます。

内訳でございますが、予算関係が1議案、議案第1号の平成28年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項でございます。

あと全て条例関係、一部改正議案でございますが、条例関係が8議案でございます。

議案第4号の旭市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号の旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号の旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号の旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号の旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第10号の旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号の旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、これで9議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔、明瞭に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案、可決くださいますようお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（伊藤 保） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る12月6日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成28年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第4号、旭市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、旭市一般職の職員の給与に関する条

例等の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての9議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 議案第1号につきましては、本会議でご説明したとおりでありまして、財政課からさらに補足して説明するものはございませんので、そのほかの内容につきまして担当課から説明いたします。

○委員長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、総務課から人件費につきまして補足説明申し上げます。

補正予算書の23ページをお願いいたします。

給与費の明細書になります。

今回の補正でございますが、人事院、それから千葉県人事委員会勧告に基づく給与改定の影響額について補正を行うものでございます。

初めに、特別職ですが、一般職の職員の給与改正に併せまして期末手当の支給率を改正することによるものでございます。補正後と補正前を比較いたしますと、期末手当が103万3,000円の増となっております。

続いて、24ページをお願いいたします。一般職の一覧がでございます。

補正後と補正前を比較いたしますと、職員数が3人の減、給料が544万5,000円の減、職員手当等が1,706万9,000円の増で、共済費が1,162万4,000円の減となりまして、合計額での補正はございません。

次の25ページをお願いいたします。給料及び職員手当等の増減額の明細となっております。

給料の増減額マイナス544万5,000円のうち、増減事由別内訳の給与改定に伴う増減分は、572万3,000円の増であります。これは、人事院勧告に基づき、給料表を平均で0.2%引き上げ改定を行ったことによるものであります。

その他の増減分は、1,116万8,000円の減となります。この内容は、新陳代謝によるもの及び配置換え、昇格等の人事異動により生じた実際の所要額と当初予算計上額との差額について補正を行うものでございまして、あと育児休業や休職の欠員による減額も含んでいるものでございます。

職員手当等の増減分1,706万9,000円のうち、給与改定に伴う増減分は2,633万円の増です。その内訳は、扶養手当の支給額改定による増が239万4,000円です。

続いて、期末手当の191万8,000円の増があります。手当の計算の基礎となる給料月額が給料表改定により増額となることと扶養手当額、これは子に係る手当額の増による影響額であります。

次の勤勉手当の増減分の2,201万8,000円は、人事院勧告に基づき、12月期の勤勉手当を0.8月分から0.1月分引き上げ、0.9月分とすることと、勤勉手当の基礎となる給料月額が給料表改定により増額となることにより影響額を含んだものとなっております。

また、その他の増減分は926万1,000円の減で、これは新陳代謝、異動、育児休業、休職等による減額分です。内訳といたしまして、扶養手当が37万7,000円、期末手当が141万2,000円、勤勉手当が747万2,000円の減となっております。

以上でございます。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

議案第4号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 議案第4号、旭市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

市役所本庁舎となります事務所の位置を現本庁舎の地番、旭市ニの1920番地から、旭文化の杜公園内ニの2132番地とするに当たっては、まず予定敷地内の地番から選定し、分かりやすい番号で個人等が使用していない親番号、また予定敷地内には9筆ほどありますけれども、合筆を想定した場合、他の地番と錯綜しない番号ということから、ニの2132番地は、合筆されず、合筆してもほかに親番号が残ることないことから選定したものでございます。

なお、議決後は、都市計画変更関連の正式な手続きを進めるとともに、新庁舎建設に向けて、施設整備の方針、それから事業費の概算、敷地の配置などを含む基本計画を策定し、今後の設計業務に生かしていく予定でございます。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第4号について、質疑がありましたらお願いいたします。

太田委員。

○委員（太田將範） 文化の杜公園のことなんですけれども、総務課で調べていただきましたならば、海拔がかなり低いということですね。5.9メートルですか。そのぐらいしかないということですね。

それからもう1点は、震度6前後の地震の確率がどれだけ来るかというデータがあったんですけれども、それもやはり総務で調べていただきましたけれども、文化の杜は80%を超えているということで、一番内容が悪いというふうになっております。ですから、防災の拠点からいきますと、震災後のいろいろな拠点としてはいいかもしれませんが、市役所そのものが被災を受ける可能性があるのではないかと。一番可能性の高い地点だというふうに思われます。

あともう1点は、仁玉川水系なんですけれども、非常に低いですね、やはり。それともう一つは、旭市域のかなり大きな部分の排水を担っております。あの文化の杜のあたりが一番水がたまりやすい所ではないのかというふうに考えられます。こうなってきますと、水害という可能性もありますので、この辺十分な検討がされているのかどうか質問いたします。

○委員長（伊藤 保） 太田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 海拔5.9メートル、これは旭市の地形図の標高点から調べた結果、そのとおりだったと思います。現本庁舎が6.6メートルであります。消防署の隣接地、ここは5.8メートルということで、実際には4か所のうち2番目に低い所でございます。

あと、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率ということで、これは、国立研究開発法人の防災科学技術研究所が提供している地震ハザードステーションサイトによるものだと思います。ここで調べたんだと思います。ただ、これは、地区によって全部パーセンテージが一応示されてはいるんですけれども、平地と台地の境目あたりが一番高い。多古町あたりだと90%を超えているという状況があります。これは、あくまでも揺れやすさということになります。ちなみに現本庁舎は、地区ごとに算定されますので、66.8%から83%で、旭文化の杜公園が66.8%から83.1%と、ほぼ全く同じ状況であります。

それと、旧海上中学校の跡地も、ちなみに教えたいしますと、67.7%から68%程度というようになって、消防本部の隣接地はやはり83.4%という数値が出ているということであります。

この辺、実際には揺れやすさということで、それに対する対策を十分立てていくことが必要だということで、その辺は、免震になるのか、耐震になるのか、制震になるのかという、その方向はきちんと設計の中で考えていくものであると思います。

それと、仁玉水系が低いということでありました。確かに仁玉水系、これは消防署の隣からずっと流れてくる所、ほぼ同じような高さになっております。ただ、津波被害についても、10メートルの津波が来た場合でも浸水しないということが県のほうからも示されている所でありまして、水害についてもそれほど、当然うまく流れるような形で排水はとっていくということになります。実際には、文化の杜、一部水をためる所、実はその少し南側というんですかね、西側になるのか、南西側というか、少し芝生広場の低い所がある。あそこはまさしく水をためておく所ということになるんだと思います。そういった一時貯留の形はできているということになります。その辺も当然計画の中ではしっかりと書き込んでいく必要があるのかなと思っています。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 太田委員。

○委員（太田将範） 震災のあった時に、文化の杜公園のトイレ、建設中だったと思うんですけども、その辺の被害はどうだったんでしょうか。

○委員長（伊藤 保） 太田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） トイレ、確かに建設中でありました。あそこについては若干建物の傾きが見られたということであります。

○委員長（伊藤 保） 太田委員。

○委員（太田将範） 4か所のうち、一番といいますか、あまり建設予定地としては、震災を受けやすいというように私は思うんです。ですから、適地とはちょっと考えられないのではないかと思います。

以上で質問を終わります。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんでしょうか。

有田委員。

○委員（有田恵子） 本会議でも質問を一般質問の中でさせていただきましたけれども、仮に文化の杜が決まったとした場合という仮定の話でいきますと、せっかく造った防災公園の1億1,800万円の話が、返さなくてはいけないという。返さなくてもいいという状況を作るに

は、2つの公園、今、現庁舎の建物を壊した後に防災機能を造る、もう一つは矢指の築山で、この2つで補うことができる。だから、結果的に1億1,800万円は返さなくてもいいんだという仮定の話がされました。

それというのは、ここの庁舎は壊さないといけないという、これはもう最初からそうだけれども、その後、壊しただけ壊した後、こんな大きな敷地を防災公園にする。これはただではできませんよね。その費用というのは、やっぱり出さないといけないと思います。それはどうなっておりますでしょうか。

○委員長（伊藤 保） 有田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 防災公園の機能を補完する、たまたま都市公園の整備ということで、まちづくり交付金で造って、さらに防災機能を持たせたという形にはなっています。たまたま今回、当初から事業予定していた矢指地区の築山公園、ここの所を都市計画決定して、防災の機能を補うということで進めれば、それは補助金を返さなくて済む方向にいくんだということになって、これが協議の場にのったことが大きかったということは、前にもる説明してきたとおりであります。

ここの庁舎につきましては、場所がどこであっても必ず壊さなければいけない。壊して、整地までする必要がある。そこの部分の費用は、どこであっても同じであります。ただ、その上に例えば芝生を張るのかという、その辺の扱いだと思います。

ですので、そこのところは、これまでも説明してきたように、最小限の費用の中でできれば進めるということで、その事業についても、庁舎ができ上がった後、少なくとも平成33年、34年、35年ぐらいのスパンの中で平らにしていくんだらうと、そのように考えています。そこの部分の費用は若干はかかる、例えば芝生を張る費用だとか、それは例えばどこに求めても、そういうものは必要になってくると思います。

○委員長（伊藤 保） 有田委員。

○委員（有田恵子） ここの庁舎は古いですから、壊すのは、それは最初から分かっています。いずれにしても。だけれども、ここは、防災機能は全然いらなくて、ただ芝生さえあればいいという、全くそれでいいんですか。だけれども、それでもやっぱり費用はかかるわけですよね。細かい話ですけども、安く上げますとか、そういう問題じゃないんです。やっぱり2本つてすごくかかりますよ。ちゃんと矢指と2つ出すんだということであれば、安く上げる、そういう言い方というのはやっぱりおかしいと思いますよ。なぜちゃんとそういう費用を出さ

ないんですか。

○委員長（伊藤 保） 有田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） こちらも、確かに防災の機能を持たせるかどうかという話は、一部後ろの建物がまだ使えるということで、防災倉庫に転用したらどうかという話が出ています。そうすると、ここの公園でも防災機能を持たせることができる。ただ、整備の必要性は確かにあります。芝生を張るにしても、有田委員がおっしゃるように、多少のお金はかかります。ですけれども、細かな整備費用自体は、ここをどういう形にしていくのかという図面も明確なものをまだ作っていませんので、費用自体も明確でない。若干の費用がかかるのは、ないとは申し上げません。あります。

○委員長（伊藤 保） 有田委員。

○委員（有田恵子） その1億1,800万円はもう返さなくてもいいという話で、あとはほとんどお金をかけないんだと。矢指で流用して、ここではただ普通のものを造って、更地をちょっとよくするぐらいなことなんですけれども、結果的に言ってしまうと、文化の杜で造った防災機能の公園、2つ造ってしまうということになるんですよ。1つを潰してしまうというね、機能を。その上に建ててしまうわけですから。2つ造る。こんな無駄な話を、返さなくてもいいと言うけれども、造ってしまったということに対しては、税金が投入されているわけですよ。それを簡単に話として、片一方で流用するんだというようなことを平気でなぜ言えるのか。人の税金ですよ。人が払った税金ですよ。それに対して、何で簡単に総務課長あたりで、それは返さなくていいから。だけど、投入されて、実際に捨てることになるわけですよ。それに対して、感情論というか、そういうのは私はあまり好きじゃないんですけれども、もったいないとかですよ。人の税金で何してくれるというような感情が私、起こってきますよ。それに対して平気でいられるんですか。この責任どうしてくれるんですかという話になるんですよ。いかがですか。

○委員長（伊藤 保） 有田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 合併以後に整備した公園7.6ヘクタール、そのうちの1ヘクタール弱というところで、これまで議論を進めてまいりました。そのところについては、これまでも基本構想の中でも取り上げて、基本構想でもパブリックコメント等を実施しながら意見を聞いてきた。さらに、場所の選定についても、きちんと皆さんが意見を出せるように、

パブリックコメントを実施して、やはりあそこが一番いい。確かに税金の無駄という形でいった時には、ベストではないかもしれないけれども、ベターな選択をしたんだということで旭市のほうは捉えておまして、それをよりベストに近づけるためにどのようにしていくのが一番いいのかということで種々議論をして、まず補助金を返さない方向でいけないのかとか、そういったところを国なり県等とるる協議をしてきたということでもあります。

だから、最初から税金を無駄にするんだという、そういう感覚で言っているものではない。大きな世論の中で、そのの所はよりよい場所ではないのか、各比較した中で。そういう形で決まってきたものを、じゃ一番よりよい形で進められるにはどのように持っていったらいいのかということ協賛して、それで税金を返さないことがまず一つ最大の問題として出てくるよねというような、そののところを進めてきたという、そういうことでもあります。

○委員長（伊藤 保） 有田委員。

○委員（有田恵子） 税金を返さないように進めてくるよりも、造ってしまったわけですよ。

1億1,800万円かけて造ってしまったんですよ。返さなくていいんじゃないんです。造ってしまったんです。投入されてしまったんですよ。これを捨てることになるんですよ、どぶに。返す、返さないは、市の勝手みたいな言い方になりますけれども、なぜそんな無駄なことを。それだったら、最初から造らないようにしむけたらよかったんですよ、その7ヘクタールの中の1ヘクタールを。とめなかったらいけなかったんじゃないですか。

○委員長（伊藤 保） 有田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それは、これまでの手続きの中で候補地として決定した。これは、皆さん、市民にも問いかけながら決まってきたことなんですよ。そこを、あそこはそうだから反対だと言われたときに、当然その意見も聞きますけれども、少なくとも大多数の中で意見をもらった中で、あそこが一番いい。候補地として進めるにはどのようになればいいのか。そのところをきちんと事務手続きを進めてきたところでもありますので、その辺はご理解をいただくしかないのかなと、そのように考えております。

○委員長（伊藤 保） 有田委員。

○委員（有田恵子） 今でこそ1億1,800万円返さないとか、これは、2年間の協議をして、苦労されて、やっと県も国も返さないで済むような、決定じゃないですよ、という方向性を持ってきたというだけのことで、許可も何もしていませんよ、県も国も。その中で、そういう方向性を持ってきたという、努力してきたんだという報告を受けるだけなんです、我々は。

要するに、パブリックコメントの大半が文化の柱であったとかという、パブリックコメント、何十人か少ない人数で。これも申し上げましたとおり、公平な評価をされていない。最初から1億1,800万円返さないといけないという情報を載せていたら、市民は大反対していますよ。これは今、いろんな議員からいろんなことがばれればれたところで、努力されながら、県とか国と交渉しながら、返さない方向に持ってきたということで、パブリックコメントを出した時には、こんな1億1,800万円の話を詳しく誰も知らなかったですよ。

それを、そういう不公平な情報でもって4つの候補地を挙げたということ自体が、それで肝心な情報はどんと抜いた状態で市民に提供して、どれですかと。それで、執行部サイドのいいように、いいように誘導したという感じがしか受け取れないわけです。それで、結果的にこうだと言って、ここがいいんだと言ってから後、1億1,800万円の問題がば一っと湧き上がってきたんですよ。これというのは、やっぱり情報公開として不公平ですよ、こんなの。だから、今の時点で、どうかということを本来、これだけみんな明らかにばれればれた時点で、市民に対して、これ、いかがでしょうか、4つのうち挙げてくださいという。

これもこの前も申し上げましたけれども、産業まつりに行って、私もバスに乗りましたよ。海上の中学校にとまりましたよ。そこでうろうろしましたけれども、私も、とても広い所、いいなと思って。あそこが一番高台なんですよ。こんな5.何メートルとは違いますよ。あれは8メートルぐらいありますよ、高台。水は来ませんよ。排水なんか、排水の悪い、何が悪い。あんなのはお金をかけてやればいいわけです。一番あそこが高台で。バスに乗った人も言っていますよ。このどこが悪いんだろうななんて言っていましたよ。本当に。どこが悪いの。これは候補地の中で一番いいんじゃないかとぐらいに言っていますよ。私は、海上は賛成でも何でもありませんよ。けれども、そういう意見もあるんですよ。

だから、肝心な情報を抜いてパブリックコメントを出して、それで市役所のいいような評価だけを得られる、そういう手法が、私は、反対じゃないんですよ。庁舎建設反対じゃないんですよ。なぜ平等な情報を出さないでやったかというような、そこです。そこを言っているんです。1億1,800万円を返さなくていいじゃなくて、もう造ってしまったんだから、税金が損しているんですよ。税金の部分が。私も納税者の一人ですよ。

交付金の問題は、半分の実力しかないものだから、ここは生活保護みたいなものですよ。半分国からくれているというような市ですよ、ここは。東京都ですよ。横浜市とか。

しかし、所得税は先に吸い上げられていますよ、市民でも。戻ってきていますよ、交付税は。だから、そういうのは国からくれているものだから、ただだからいいとか、そんなのは

大間違いですよ。税金は税金ですよ。その税金をどぶに捨てるようなことをしながら、そのところを言わずにパブリックコメント、これはないです。これは絶対に駄目です。結果的に、いろんな得点制度でやって、文化の杜が一番高い。それだったら私は賛成なんですよ。文化の杜が決定的に嫌だと言っているのと違うんですよ。きちっとした情報の中で、得点制度か何かやってやればいいと思っているわけです。そこら辺をいいかげんなことをごまかしながらやらないでくださいということを言いたいわけです。

○委員長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 何点か誤解されている部分もあるのかなとも思います。

まず、市民会議の中でも、きちんと国庫補助金をいただいて造った公園であること、さらに、ここに仮に決まった場合には国庫補助金の返納がありますよというお話もさせていただいている。そういう中でも、市民会議の中では、ここが一番いいという結論をいただいたということがまずあります。ですので、パブリックコメントの中でも当然、国庫補助金で造りました、補助金返還がありますということも含めてお知らせしています。ただ、場所が正確に決まらないと、補助金の額も確定できないわけですから、幾ら幾ら返しますよというのはなかなか難しいところであると思います。ただ、少なくとも、そこまでの話がある中でもベターな選択として選んでいただいたんだと、そのように感じています。

あと、少なくとも30年、50年使うものの中で、どこにあるのが一番いいのかという、そういう市の中でのいろんなネットワークを見た中での選択だったのではないのかなと、そのように思っています。ですから、私たちはそのところでどのようにしていくのが一番いいのかというのを事務方として進めてきたわけであります。

海上の所がよいという話もありますけれども、確かに庁舎が建っている所は若干高くなっています。けども、そこから下はずっと低くなって、田んぼとほぼ同じ高さになっていることもご存じだと思います。ですから、後ろのほうも相当水はけが現実には悪いですし、そのところを改めて買い進めていくのかどうか。そうすると、あそこの公園であっても、やはり税金をかけて造った所なんですよ。ですから、そのところが全て一緒になってしまうと、どんな土地であっても、市は、例えば一番最初に造ったら、そこは必ず税金をかけています。ですから、そのところの時期の前後というのは当然あります。ですけれども、その中で今回は、東日本大震災の大きな被害を受けて、その中で、少なくとも防災の拠点となるべき公園の所にやはり一緒にあったほうがいいという、そういう選択をされたんだと思うんですよ。

ですから、私たちが直接的に絶対ここがいいんだと言って、いろんな資料を作ったという、それはありませんので、そのところは誤解されているので、はっきりと否定しておきたいと思います。

○委員長（伊藤 保） 有田委員。

○委員（有田恵子） 経緯は書類をもらってある程度分かっているつもりです。もう一度お聞きしますよ。ベターとか、いろんな言葉があるんですけども、そんなこと以前の問題なんですよ。1億1,800万円もかけて造ってしまわれたという公園、これを捨てるという感覚。これ、もったいないとか思いませんか。

○委員長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 1億1,800万円の補助金をかけて造ったという、そのところなんですけれども、それは用地を購入するのためにかけていますので、そのところは誤解されないでいただきたいんですよ。用地を購入するとき、用地代にしかあそこは国庫補助金かけていないんですよ。今回の指定場所の所は。それ以外はもともと単費で造っているんです。その単費も税金だと言えどそのとおりなんですけれども、ただ、少なくとも、用地を確保するために当時、国庫補助金で買ったということだけがあったということで、その部分については、どうしても協議せざるを得ないところがあるということで、それが重要なものになっていったということなんです。

ですから、例えばまず、もう何度もお話ししているんですけども、庁舎を選定していくに当たって、できれば、今、合併した中で、市有地も結構あると。そういう中で、使わない公共施設もあるよね。そういう所でまずいけないのかということはある比較検討してきた。やはり新たに用地を求める所は、そんなに望ましくないよねという議論も当然ありました。そういう中で、じゃ、今ある、過去に取得した所も含めて、そういった所でどこが望ましいんだろうということで、それは利便性であったり、いろんなことを考えながら出していくと。それで、4か所なんですけれども、5か所あったと思います。川の前挟んで、もう1か所出しています。ですから、そっちであれば、多分、国庫補助金かけていないので、しかも合併前に造った所だから、あそこだったらいいとかという話になってしまえば、あそこだっけもとは税金をかけて造っている駐車場なんです。

ですけれども、そういったことも、やはり時期の差があっても、そのところはある程度踏まえていかざるを得ないだろうということで、皆さんがまず決めて、ここが一番いいんだという形になったところから私たちはスタートして、県との協議をしているわけですから、

そのところを全て否定されるような発言というのはどうなのかなというのは現実にあります、正直。

ですから、少なくとも、皆さんも何も分からないで決めたということはないと思うんですよ。将来のこと、それからどこにあるべきなのか、そういったことも含めて意見をいただいているものと考えていますので、そのところに戻してまた議論を始めるということ自体は、事務方としては、やはり今の段階ではできないものであるんだろうなと、そのように思っています。

○委員長（伊藤 保） 有田委員。

○委員（有田恵子） また戻るような感じなんですけれども、造って、防災機能もでき上がってしまっているから、それでいいじゃないかと私は思うんですよ。それはそれで。そうすると、そこにはもう庁舎は建てない。でき上がっている所なんだから、もったいないから、それは生かそうと。生かそうと思う発想しか私なんかには湧いてこないんですけれども。どこでこんな、捨ててもいい、違う所でと、いつなったんですか、こんなこと。

2年前、市長が全員協議会の中で、現庁舎の所がいいというふうに言ったということなんですけれども、いつ、こういうことになってしまったんですかね。ベターな選択とか、分かります。言っている意味は全部分かりますよ。しかし、造ってしまっ、でき上がっているものを生かすというような方向性、これしか私なんかには考えられないんですよ。後づけですよ、説明は。後でいろんな説明をやってきた。だけど、でき上がった防災があるなら、それを使ったらいいじゃないですか。庁舎は庁舎で別の所でやるというような形でなぜ持っていかなかったかという。これ、ちょっともともとに戻るんですけれどもね。そこ。2年前は、市長は、ここでいい、この現庁舎でいいなんていう話があるわけだから。何でそこで急に方向転換になったのかということですね。

○委員長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 2年前の全員協議会で市長がここがいいと言ったという話が今ありました。そのところについては、ちょっと私ども確認できていないんですけれども、現実には、まだその段階でいろいろ候補地があったと思います。その中で、ここも一つの候補地であるような、そういう発言ではなかったのかと、そのようには思っています。

ただ、この場合でも、この前、全員協議会の中でもお話ししたかな、ここは住居地域になっているので、本来、事務所は建てられないんですよ。3,000平米以上の事務所というのは。これはもともと建っているから、都市計画の中では認められている部分であって、

3,000平方メートル以上の事務所を建てるときには、きちんと県と協議して、やっぱりそれ
も必要なんですね。しかも、鉄道の所があつて、そこの北側の隣接の関係もある。ですから、
ここはここで、早く行くようで意外と地味な手続きがやっぱり必要になっていると。

それとあと、公園なんですけれども、実際にはあそこは救急診療ゾーン、今予定している
のは。それと、避難及び救護ゾーンなんですね。逆に、そこには建物があつたほうがよりス
ムーズに救護者の援助ができるという、そういうことなんです。ですから、その入り口
の所にそういったものがあつてもいいのかなということだと。

あくまでもこれは、もともと防災公園で造っていませんから。あくまでも都市公園として
整備を進める中で、やはり大きな震災があつた時の避難場所としても当然位置づけなければ
いけない、広域避難場所になりますよということがあつて、防災機能も持たせたと。しかも、
下水道とかも行っているから、それであれば、下水道直結のベンチ等を作れば、スムーズに
整備ができるよね、簡単に助けられるよね、そういうことなんです。

ですから、あそこ1か所が防災公園なわけじゃない。全体の中での防災の避難場所を整備
した中で、あそこもその1か所になっている。しかも今回は、先ほど申し上げたとおり、救
急の診療ゾーンだと。逆に建物があつて、市民ホール等を整備してあげたほうが診療とかに
はよりよいんですね。新たにテントを立てるとか、そういうことではなくて。ということも
あつたという、そういう議論の中で出てきた話ですけどもね。そういったのもあるという
ことなんです。

○委員長（伊藤 保） 有田委員。

○委員（有田恵子） じゃ、最後の質問にします。

それは、後でいろんな議論が出てきて、ああだこうだと言って足したり引いたり、足した
り引いたりじゃなくて、足して、足していったと思うんですけども、1つ最後、質問しま
すね。

結局、公園を結果的には2つ造つたということになるんですよ。結果的にはね。この1
つ無駄になったということ。あとのいろんな選択でベターがあつたというような形なんだけ
ども、その最初の捨てるというところに対して、感覚の問題ですが、もったいないという
意識はないですか。全くそれは課長の中にも、ほかの方にも出てこないんですけども、私
たち市民というのは、その感覚がすごく多いんですよ。いろんな説明を受けようが、まずそ
こが離れないんですよ。

造ってしまったのに、何でそれを活用しないんだ。いろんなことをして、足して、割って、

いろんなことをやって、結果的にそれでいいんだと。いいことないですよ。それに対しての、市民の税金を無駄に使っているということを申し訳ない、義援金も入っているから国民の税金ですよ。そういう感覚はないですか、公務員の方の中には。これ最後にします。

○委員長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） もったいないという感覚はもちろんあります。私も家が商売をやっていますから、収支に関しては非常に敏感です。ただ、まずあそこが候補地に決まった後で、県に一番最初に行ってお話ししたのは、減らすだけで駄目でしょうかという話をしたことはしています。代替公園どうのこうのというよりも。でも、県は、その議論も結構長引いているんですよ。ですから、その中で、ぎりぎりのやりとりをする中で、今の形になって、うまく落ちついてきたということなんですね。

もともと都市公園の面積自体も、市全体として足りなかった部分も現実にあります、若干ですけども。であれば、そのところも含めてクリアできるのかなと。これは確かに委員おっしゃるように、後づけの理論だといえはそのとおりかもしれませんが、少なくともいろんなことを進めるに当たって、後からついてくる情報は出てくるものだと思うんですよ。そういったものを含めて、市がどのようにやれば有利になれるのかということはずっと議論しながら進めてきたつもりでありますので、その辺はご理解いただきたいなと思っています。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

高橋委員。

○委員（高橋秀典） おはようございます。

私は、まずちょっと交通整理的にお伺いしたいんですけれども、それこそ庁内の会議から始まり、市民会議、パブリックコメント、それから国、県との長きにわたる交渉ということで、そういった時系列の中で起きてきたことというのを俯瞰して見ないと、さまざまな誤解がやはり生じているように、きのうあたりもちょっと市民の方向人かとお話しする機会があったんですけれども、その中で、主だった3つのものがありますので、そこについて、いま一度ここでクリアにしていきたいと思いますというのが3つあります。

1つは、今の文化の杜にした場合、都市計画変更と、あと補助金の返還を要するということが公開されていなかったという、これは私は誤解だと思っていますけれども、という誤解。

2点目に、築山に対する誤解です。何かといいますと、最初から代替公園として用意されたものではないというふうに私は認識しています。国、県との交渉の中で、それをそうみな

すというような画期的な判断がされたというふうに私は思っていますけれども、そういった最初から代替公園として築山を造るんだという話になっているという誤解があります。

3点目に、パブリックコメントだけで判断したんでしょうという誤解ですね。

この3点について、私は誤解であると、そういうふうに思っていますけれども、その点を市民の皆様方にも明確にさせていただきたいと思いますが、お願いします。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 都市計画事業、いわゆる都市計画公園の変更なんですね。都市計画全体の変更ではないということ。それと、補助金の返還が必要だということ。これについては、当然その資料の中で、都市公園で造ったことで、計画が当然変更になること、補助金が返還の必要があることというのはお知らせしてパブリックコメントをとっている。

築山は、平成24年に策定しました復興計画の中に既に盛り込まれていたものであります。これはもともと復興計画の5年間、例えばこれは平成29年までですけれども、そこの中で作っていくんだということで決めていたものであります。たまたま若干の年数の遅れがあって、今になっているということでありまして、これがうまく代替になり得たということでありまして。

それと、パブリックコメントだけで決めたわけではない。もちろんそうでありまして。その中で市民会議をきちんと組織しまして、市民会議の皆様にも情報を出しながら、やはり同じような議論はしていただきながら、最終的に市民会議の結論として、あそこが候補地としていいんじゃないかという提言をいただいたということになっています。そこを受けて、それから当然議会のほうにも、こういった流れで来ていますということでお話しさせていただいたところであります。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員。

○委員（高橋秀典） それでは、恐らくこれで、仮にですけれども、議決を通った場合、これ以降は国、県との手続き的なことが前に進んでいって、基本計画のほうに入っていくということだと思うんですけれども、ですので、ちょっとこの機に、その位置からはちょっとずれるかもしれませんが、新庁舎のありようということで一般質問のほうでもさせていただきまして、ちょっと二、三お伺いしたいなと思います。

やはり、庁舎統合して一つにまとまっていくというのは、いろんな面でよくしていく、改革していく大きな一つのチャンスなのかなというふうに思います。その中で、窓口のありようということについても一般質問でさせていただきましたけれども、総合窓口についてとい

うことで、この場でもちょっと1つ伺いたいということ。

もう一つは、総務常任委員会のほうで、沖縄県等々、庁舎を視察してまいりました。それ以外にも、これまでさまざまな新庁舎にお伺いした機会を見てですね、その中で、必要かなと思ったのは、やはり多目的ホール的なものというものは、例えば納税等の繁忙期ですとか、そういったスペースを持っている所は、非常に使い勝手よくやっているなというところを印象として持っています。そういった多目的ホール、市民ホール的ないろんな臨機応変に使えるようなスペースが必要だと思いますが、その点についてどうかということ。

あと、やはり見てきて思ったのは、庁舎が新しくなる場合、今のつくりですから、視界が開けた、広い、見通せるようなつくりになってくるのかなというふうに、壁のない形になってくるのかなと思うんですけれども、そうなったときに、二、三見学していて思ったのが、職員の方のためのスペースというのが、物すごい面積をとる必要はないかもしれませんが、非常に使い勝手が悪くなっちゃっているというケースも見ています。そういったことは建設段階でむしろ削られていって、ご飯を食べる所もないという所も。それじゃ、市民の見える所でもって昼食をとというのもどうかというのがありますので、これからのことにはなってくるんですけれども、構想の中で庁舎のイメージ、今の時点でお伺いできればと思います。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 平成27年度に市民の皆さんの動線調査、これを実施しています。来庁する方の80%以上が一つの課のみの訪問でございました。そのうち、市民課と税務課が約半数を占めているという状況でありました。

来庁者の多い課を1階に当然集中させて、フロア配置にするという対策を行っていけば、まずそこだけでもうまく連動がとれる。あと、しいて言えば、総合受付であるとか、フロアマネジャーといった者が案内をしていけるような体制がとれば非常によろしいのかなと、そのようには考えているところであります。

それと、多目的ホールの話がありました。利便性を考慮した場所に、多目的な市民ホール的なもの、これもやはり去年の執務環境の中でスペースを考える上で調査しています。その段階では、約400平方メートルの面積確保ができればいいねという、それを盛り込んだ上でスペースを出しているということもあります。当然、臨時の窓口であつたりとか、あとは申告の時期とか、そういった時にもうまく使えるような形、例えば中でも区切られるような、

半分ずつ使えるような形にしていくと使い勝手がいいのかなと、そういったことも含めて検討しているという状況でございました。

それと、食堂のスペースの話がありました。これも、若干ではありますけれども、交代で食べられるようなスペースを確保した上で庁舎にしていきたいというのは、全体の面積の中では盛り込んでございます。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員。

○委員（高橋秀典） じゃ、あと1点だけ。

今後のスケジュールの中で、基本計画の策定期間というのが、どうにもちょっと短くて大変だなという印象を受けるんですけども、そのあたりについては、これまで積んできた議論を下敷きにということで短期間でということなんでしょうけれども、基本計画の進め方、ありようについて一つ伺います。

○委員長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 確かに、基本計画の時間、非常に短い期間で進められるということを言っています。当初、これは外注しなければできないんじゃないかという話があって、それで結構な期間をとっていたわけなんですけれども、現実には庁舎の中でうまくアイデアを出し合っていければ、他市町村の事例を踏まえて、でき上がるということで、できれば、今、市の内部で作成することにして、期間を短縮して進められないかということで考えているところであります。このところは、その方向でいけるんじゃないかと、そのように考えています。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員。

○委員（高橋秀典） 独自に基本計画をということで、そこで相当期間を詰めてということで、それでも、完成までは4年半ですか、今のスケジュールでいうと、ということだと思うんですけども、これはちょっと私見になりますけれども、これにさらに、もし今の場所じゃないとして、用地買収という未確定の要素が入った場合というのは、そうすると、平成37年の合併特例債の期限に私はちょっと間に合わない可能性というのも計算上出てきちゃうんじゃないかなという危惧があるんですけども、その点について見解をお伺いします。

○委員長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 仮にその用地買収で農地等がかかっていた場合には、農業関係の協議というのは非常に時間を要するんですね。どうしても1年半ぐらい要してしまうということがありますので、そこから用地買収で、用地ですから全てが賛成していただけるとは限

らないということで、そうすると、結構厳しいスケジュールになってしまうという、間に合うか、間に合わないかというのは、今ここでは申し上げられませんが、非常に厳しいスケジュールになるだろうと、そのように考えています。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

島田委員。

○委員（島田和雄） 私も、この議案第4号が出てきた中で、庁舎の場所を移転するというようなことで、地元の会合とか、またお会いした皆さん等にこの内容について説明をしているわけでありすけれども、意外とお話の中に出てきますのは、もう場所は決まっているんじゃないのかなというようなお話をされる方が多いんですよね。それはどういうことかといいますと、最近になりまして、いろいろと新聞で庁舎があそこに移るというようなことが掲載されまして、もう決まったんだというようなニュアンスで報道されていますので、そういうふうにいる人が多かったというような感じの人が多かったですね。

そうではないんですよと、この12月議会で、特別議決ということで3分の2の議員の皆さんの同意が必要なんですというようなことで皆さんに説明をしているわけでありすけれども、その中で、文化の杜に移転するというようなことが示されている中で、それでは海上支所はどうなるんだと、私の地元の話ですけれども、海上支所はどうなるのと。要するにそういう機能はなくなってしまうんですかというような質問をされたんですけれども、それは、機能についてはなくならないと思いますというようなことはお話ししましたが、その辺について、文化の杜に新庁舎ができて、現在外部に配置されている多くの課がありすけれども、その課がここに全部移るわけですけれども、その後の3支所の扱い、それから、この現庁舎の周辺にも市の課が配置されておりますけれども、そういった場所の建物の今後の扱い、その辺どのようになるのかお伺いをします。

○委員長（伊藤 保） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） この件に関しましては、11月22日の全員協議会でも一部説明の中でさせていただきました。その時に、公共施設等総合管理計画が策定されたということで、市の公共施設については、どうしても削減していく方向にあるんだということもお話をさせていただいたところであります。

まず、支所の扱いですけれども、その時にもちょっとお話ししたんですけれども、海上支所については、まだまだ耐用年数があるということで、そのところについては、できれば

例えば今借りた庁舎の中で進めているハニカムであるとか、職業相談、それから適応指導教室等、そういったものはそのまま残せるんじゃないか。当然いろんな証明等を出せる機能もそのまま残せるだろうということで、それはうまく活用していけるのかなと。

あと、飯岡支所につきましては、飯岡支所の施設自体が相当古いと。もう四十数年たっていますから、間もなく耐用年数を迎えるということがあって、それであれば、周辺の新しい施設、例えば保健福祉センターであるとかユートピアセンター等で出張所的な機能を残しながら、あそこについては取り壊していくのがやむを得ないのかなというお話もさせていただきました。そうすれば、あそこは今、保育所の敷地が若干狭うございますから、その所でうまく活用できるんじゃないか。

あと、干潟支所についても、公民館と支所が近接してあるということで、特に公民館のほうについては、アスベスト等の問題もあって施設もだいぶ老朽化しているということがあれば、逆に干潟支所はまだ耐震があるということでもありますので、そのほうに機能を移転して、施設2か所を1つにしていくということも考えなければいけないだろうと。

あと、周辺の施設については、当然今お話しした中以外ですけれども、例えば第二庁舎、これは昭和44年に建設されています。都市整備課とかが入っている所ですね。ですので、それももう間もなく50年近くなるということで、多分庁舎が仮にこのまま進んで建ち上がるということになったときには、耐用年数を迎えるということになりますので、取り壊していかざるを得ないだろうと。逆に、取り壊した上では、駐車場などに活用できるだろうと。

青年の家、これも実は相当老朽化しています。昭和47年ですか、造られたのは。ですので、耐震性が不足しているという状況もあるようです。特にアスベスト等もまだ未処理で残っている。今、ビニールで漏れないようにしている状況も現実にありますから、そういった所もやはり解体していかざるを得ないんじゃないかということで、例えばあそこで持っていた職業相談とかを海上支所に持っていけないかと、そういうお話をさせていただいたところがあります。当然、第二庁舎に入っていた所は全て新庁舎に入ることになるんだと思います。

あと、健康管理課が入っている第二市民会館という所、あそこは耐震調査をやって、一部耐震がなくて、上のほうの部分の減築して、今、耐震が確保できるようにはなっています。ですので、あそこの取り扱いについてはまだ正式に定まっていませんけれども、今後の中で検討していく。

あと水道、下水道は、どうしても外郭にあったほうが良いというところがあって、そのところはそのままだろうというような状況を考えています。

○委員長（伊藤 保） 島田委員。

○委員（島田和雄） 支所の扱いについては、二度目の説明ということで、分かりました。

今の説明の中で、都市整備課ですか、その場所ですけれども、第二庁舎というんですか、この場所を古いので取り壊したいというような説明がありましたけれども、取り壊して駐車場にしようと思うんですが、だいたい何台くらい車がとめられるのか、面積が分かればお願いします。

○委員長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 第二庁舎の所なんですけれども、おおむね30メートル掛ける40メートルぐらい、約1,200平米あります。道を挟んで逆にもう一つ卓球場があります。そこも市の所になります。うまく、例えば5メートルの2.5メートルで升を作っていくと、通路5メートルぐらい確保していくと、実際には1台25平米必要だと48台しかとまらないんですけれども、実はその5メートルぐらいの通路でいくと、60台ぐらいはとまれるようにレイアウトできるという状況であります。

○委員長（伊藤 保） 島田委員。

○委員（島田和雄） 今現在、旭市は、職員駐車場を借りている中で、年間1,000万円の賃借料を払っているということでもありますけれども、そういった市の将来の負担といえますか、これがずっと続くというようなことになると、今現在、健全財政で推移しているわけでもありますけれども、将来税収が不足すると、そういった中で、また負担も減らしていかなければならないというようなことでもありますので、普通に考えれば、現庁舎、間もなく移転するというようなお話なんですけど、ここに庁舎があったときも、周辺に駐車場を確保するというようなことを考えるのは、長い目で見れば、普通の経営者としての考えじゃないかなというふうに私は思いますけれども、1,000万円を出せば、結構な土地の面積が毎年買えるということになるわけでもありますので、もうこの庁舎は移転するということでもありますので、新しい庁舎の周辺にも恐らくそういった確保できる土地があれば、積極的にそれを市で購入して、将来の市の負担を減らしていくということをやっぱり考えていかなければならないのかなというふうに考えています。どうでしょうか。

○委員長（伊藤 保） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 周辺にも市有地は確かにございます。ですけれども、そこは今、ある組織の事務所が建っておりまして、その所については、今後ちょっと協議してみたいなど

思っています。そこが約2,500平米ぐらいありますので、そこがうまく確保できると、相当駐車場の確保が進むなど、そのようには考えています。

あと、新たに土地を求めるのは最終的な手段だと思います。それまで、暫定的に市有地の中で、供用開始しない部分を使うとか、そういうことも考えていくということになると思います。

○委員長（伊藤 保） 議案の審査の途中でありますが、ここで11時20分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時 8分

再開 午前11時20分

○委員長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。

島田委員。

○委員（島田和雄） 駐車場につきましては、庁舎移転を機に、できるだけ市の負担を減らすというようなことで進めて、土地を確保していただきまして進めていただきたいと思います。

もう一つ、質問したい点があります。それは、先ほどから議論されておりました代替公園でありますけれども、代替公園の話を前に伺っていました時に、1ヘクタール公園を用地として使う場合は、1ヘクタールの代替公園を確保しなさいというようなお話でお伺いしていたわけですが、今回の代替公園の内容を見ますと、一町歩確保する中で、既に築山公園ですか、これが1.1ヘクタールあるということで、これで代替の面積としてはもうオーケーじゃないかなと思うんですけれども、こっちは公園にしなくてもいいんじゃないかなと思うんですが、その辺はどのような、県あるいは国との検討した内容だったのかお伺いします。

○委員長（伊藤 保） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 確かに築山は1.18ヘクタールあります。確かに面積、足りるんじゃないか。足りるんですけれども、どうしても距離が遠かったということと、後からあそこの部分は防災機能を補完するんだという話になったということがあって、やはりどうしても近場である程度の公園面積を確保してほしいという、これは公園緑地課のほうの話があって、

ここも加えてあるということになります。都市公園として整備をしていくのは若干時間がかかりますよという話もしながら進めている状況であるということで、距離的な問題があったということだけであります。

○委員長（伊藤 保） 島田委員。

○委員（島田和雄） 距離的な問題で、面積はあっても、さらに面積だけの要件ではまずかったということですか、交渉内容が。

○委員長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 公園法の第16条で、まず隣接する所に必要だと。隣接する所が無理であれば、すぐ近くにと。そのすぐ近くの内容というのがなかなか難しかった。ここは、取りあえず400メートルほど離れておりますけれども、少なくとも補完できるものにはなるんじゃないかということで、ここが第一に考えられて、ここがあったということです。築山については、その後、さらに加えたいという、なかなか距離の面で難しかったんですけれども、まちづくり交付金事業の区域エリアを示しまして、その中でどうでしょうかとって、そこも加えることでほぼ認められたような状況があります。

ですので、議論の流れからいって、ここも一つ造ってくださいよという、そういう議論が現実にはあって、そのところはなかなか、旭市のほうはお願いする立場なので、拒否できないところも現実に正直あります。ただ、いつまでにというのは、できるだけ早く整備してくださいねという話がありますけれども、実際には相当期間かかりますよという話も現実に行っているところであります。都市公園は、正式に都市公園としてなるには、供用開始しなければなりませんから、そこまでの期間というのは明確に決められたものではないということでもあります。

○委員長（伊藤 保） 島田委員。

○委員（島田和雄） 県、国との協議の中で、2か所ということで、立場が弱いという中で、こういう形になっているというようなお話でしたけれども、実際にこの案を持ち帰って、市民あるいは議会に提示した中で、やはり同面積ぐらいあればそれでいいんじゃないかという声が強いのといいますか、私の意見なんですけれども、そういったことの中で、できれば新たな税金は使わないというようなことの中で、築山公園だけで何とかならないでしょうかといったような交渉を今後していただければと思いますけれども、どうでしょうか。

○委員長（伊藤 保） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 正式には、都市公園の変更をするのに県の意見がつくかどうかという話なんですね。ここがまず一つ入っていることによって県の意見がつかない、ということはスムーズに都市計画の公園の変更ができるということなんですね。その先の整備については、やはり若干の時間を要するというのは、そういったところも踏まえてと、ここで申し上げていいかどうかというのがありますけれども、実は市のほうは、都市計画公園というの、このほかにもまだ何か所か指定してある。けれども、まだ全然整備されていない所も現実にはあるということも併せてここでは紹介はしますが、その部分というのは、やはり現時点でなかなかその部分をしないという交渉になるとまた期間を要してしまいますので、その部分はちょっと難しいかなというふうに思います。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

平野委員。

○委員（平野忠作） いろいろな委員の皆さんからご意見がございまして、私の意見は、防災都市公園の一部を確かに使わせていただくということで、私はこう思うんです。仮に役所が移転して、その場所に行った場合は、減った分以上の機能がもっと充実してできるんじゃないかと。役所が近い限りね。今までの防災以上の、役所が移転することによって、機能が数段高まる可能性がございます。身近な問題ですからね。近くにいますから。離れているよりね。ですから、その防災公園も、今まで以上にもっと私はアップするなど。

それともう一つは、この旭市の文化ゾーンが確立されるんじゃないかと。県立文化会館、県立図書館、旭市の仮に役所が行った場合。一目見て、誰にも聞かないで、これは文化会館ですよ、図書館ですよ、役所ですよと、こういう条件のいい所は、千葉県探してもどこにもないでしょう。全国でも私は誇れる場所だと思います。みんな、それはどうなのかという、役所、文化会館、図書館、機能は、年を追ってこれは造っているわけですのでね。私のほうは逆にラッキーで、そのある所に行くということは、こんなにいいことはないのかなと思います。

また、銚子連絡道、きのうも文教福祉常任委員会で、匝瑳市の進行状況を見てきました。もう既に296まで用地が買収されて、工事が始まっていました。これですと、順調にいけば、かなり早い年数でこの文化会館を目指して、これはどちらに行くか分かりませんが、行って、やがては飯岡バイパスにつながるというのは、これは確実でございます。そうしますと、匝瑳市、あるいは銚子市のアクセスが一気によくなります。

それで、もう一つは、津波の問題とかとありましたけれども、今、防潮堤をやっています

よね。県のほうで、旭市はだいたい約90%ぐらい今できまして、当時、旭市のほうの防潮堤が4.5メートルでございました。旭市のほうは陸側がやはり低かったんですね。だから、津波の可能性が高かったんですけども、今度、それが補って今6メートルできました。ですから、津波のこれから4キロ近く離れていますので、それは大丈夫かなと思っています。そんな中で、これは、総合的に判断して、私は、千葉県、全国においてもラッキーな場所になると思います。

また、もう一つは、一昨年ですか、大分県佐伯市、長崎県諫早市、今年は名護市、うるま市、みんな合併特例債で全て、やはり老朽化していますので、本庁の新築をみんなやっているんです。ですから、特に地震に対する度合い、この前たしか読売新聞で、9月ごろ出ていましたね。千葉県の沖が85%、日本中で一番危ないんだよと。そういう見地からいきましても、熊本の宇土市が潰れちゃいました。大変困っています。

ですから、今、旭市は財政的にも順調に来ていますし、この機会を逃したら、私は一生後悔すると思います。これからやはり30年、50年、60年、我々の判断が間違っていなかったと言われるように、私はやったらいいと思いますし、自信持って私は推薦できます。

以上、ご意見として申し上げます。

○委員長（伊藤 保） 答弁はいいですか。

○委員（平野忠作） ありましたら。賛同のあれでも構いませんけれども、私が全国議長会で回ってきても、これ以上のすばらしい所はございません。

○委員長（伊藤 保） 平野委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 確かに今、将来的な話をされて、ご賛同いただいたところであります。非常にありがたいと思います。確かに道路のネットワーク等は、この先多分、今、海岸から津波避難道路へ旭市の所を造っていますけれども、ここも用地買収が今どんどん進んでいると。中央病院の裏の通りまで拡張できるんだらうと。そうすると、飯岡バイパスからあそこの部分というのは、比較的大きな通りが少し見えてくると。その先であれば、県のほうも考えやすいところがある。逆に、県のほうの考えを、これから調査するわけですけども、誘導していけるようになったほうが市としては利益があるのかなと、そのように考えますので、そういったところも踏まえて進めていけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第４号の質疑を終わります。

続いて、議案第５号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 本会議でご説明申し上げたとおりでありますので、特にこの場では
ございません。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第５号の質疑を終わります。

続いて、議案第６号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 議案第６号につきましても、本会議でご説明申し上げたとおりで
ございます。補足する部分はありません。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第６号の質疑を終わります。

続いて、議案第７号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 議案第７号につきましても、本会議でご説明申し上げたとおりで
ありますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第７号の質疑を終わります。

続いて、議案第８号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 議案第８号につきましても、本会議でご説明申し上げたとおりで
あります。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第８号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 議案第9号につきましても、本会議でご説明申し上げたとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 議案第10号につきましては、本会議での補足説明のとおりでございます。これに加えての説明はございません。よろしくお願いします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 議案第11号につきましても、本会議での補足説明のとおりでございます。これに加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（伊藤 保） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成28年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 賛成多数。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号、旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につい

て、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(伊藤 保) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(伊藤 保) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管は、随時報告をしてください。

市民生活課長。

○市民生活課長(大木廣巳) それでは、市民生活課より、お手元に配付してあります第10次旭市交通安全計画の概要についてご報告いたします。

本計画は、交通安全対策基本法を根拠として、千葉県第10次交通安全計画に基づき、旭

市交通安全対策会議において策定したものです。

それでは、計画書の1ページをお開きください。

本計画策定の趣旨としましては、千葉県が策定する交通安全計画に基づき、5年ごとに計画を策定するため、平成28年度からの第10次計画を新たに策定するものです。

計画の基本理念としては、人命尊重の理念のもと、総合的かつ長期的な交通安全施策を実施し、交通事故のない、安全で安心して生き生きと暮らせる旭市の実現を目指すとしております。

計画期間は、平成32年度までの5年間となります。

次に、2ページをお開きください。

本計画の道路交通安全の目標としましては、中段の2に記載してあるとおり、24時間死者数を2人以下とするとともに、死傷者数を220人以下とするとしております。

目標を達成するための対策としましては、その下にあります4つの視点と、その下にあります6つの柱を定めてあります。

次に、3ページから5ページまでにつきましては、道路交通事故の現状や推移等を記載してあります。

3ページの中ほどのグラフをご覧ください。

旭市の交通事故は、発生件数、負傷者数とも減少しております。

次に、7ページをご覧ください。

本計画の重点事項として、高齢者の交通安全対策と自転車の安全利用対策の2項目を定めてあります。その取り組みと主な事業を7ページから10ページまでに記載してあります。

次に、11ページをご覧ください。

このページから、先ほど説明しました4つの視点と6つの柱ごとに、11ページからずっと29ページまで具体的に施策の内容が記載してあります。ここでは省略させていただきます。

続いて、最後のほうになりますが、飛びまして、30ページをご覧ください。

ここに、踏切道における交通の安全につきまして記載してあります。これにつきましては、この30ページから31ページまでに、目標と対策について記載してあります。

最後の32ページに、交通安全対策会議の委員の名簿をつけてあります。

今後は、本計画に基づきまして、交通実態に即した交通安全対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（伊藤 保） ありがとうございます。

担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について、何かお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋秀典） では、1点だけ。

発生件数、また死傷者数とも減少ということで、また1点お伺いしたいのは、交通弱者としての高齢者に対しての対策ということはどうなっているんですけれども、昨今、高齢者ドライバーによる事故ということがかなり課題として注目される場所ですけれども、一見したところ、この計画の中には、その点に関しては視点が抜けているのかなというふうに拝見します。これについて、市として今どういうお考えでいるのか、この点だけお伺いします。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） 高齢者の事故につきましては、最近、確かに高齢者の、新聞、テレビ等でやっているとおりの、かなり事故が増えていると思います。この計画策定に当たっては、県の計画を基本に作っておりまして、ほぼ県の計画に準じた扱いとしております。重点事項としまして、高齢者の交通安全対策という形でやっておりますので、高齢者の集まる機会に、交通安全教室、その他そういったものを併せてやりますので、ドライバーとして限っているわけではないんですが、全ての高齢者に向けて、そうした啓発や教育をやっていくということで重点事項としておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（伊藤 保） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時45分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 伊 藤 保